

令和8年度 保育施設入所のご案内



保育所等の入所を希望する場合は、この案内をよくご覧いただき、定められた期間内にお申し込みください。申込書類に不備・不足があると、受付できない場合がありますのでご注意ください。

美浦村教育委員会子育て支援課
〒300-0492 美浦村受領 1515 番地
TEL 029-885-0340 (内線 232)

令和8年度保育施設入所の案内 目次

1. 保育施設の種類	1
2. 保育の必要性の認定（教育・保育給付の認定）区分と認定証	1～2
3. 保育を必要とする事由	3～4
4. 保育を受けられる時間（保育の必要量）	5
5. 申込方法（申込み～入所の流れ）	6
6. 入所申込受付日程	7
7. マイナンバーの記載と本人確認について	8
8-1. 入所申込みおよび教育・保育給付認定の申請に必要な書類	9
8-2. 保育を必要とする事由を証明する書類	10
9. 入所選考方法	11～12
10. 利用者負担額	13～16
11. 幼児教育・保育の無償化について	17
12. 入所が決まったら	18
村内保育施設一覧	19



1. 保育施設の種類

保育施設には、以下の3つの種類があります。

保護者の就労や疾病などにより子どもを家庭で保育できない場合、教育・保育の場として各施設を利用することができます。

○保育所（0歳～小学校就学前）

就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育を実施する施設です。幼児教育や集団生活に慣れさせるためといった理由での利用はできません。

*村内の保育所：大谷保育所、木原保育所

○認定こども園（0歳～小学校就学前）

幼児教育・保育を一体的に行う、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持った施設です。

また、保護者の就労状況等が変化した場合（退職等）でも、3歳以上のお子さまであれば同じ施設を継続して利用できることが特徴の一つです。

*村内に認定こども園はありません。

○地域型保育事業（0歳～2歳児）（小規模保育事業、家庭的保育事業など）

定員が概ね19人以下の小規模な施設で、家庭的な雰囲気での保育を受けられます。

原則として、0～2歳児までの子どもを保育する事業です。

*村内に地域型保育事業はありません。

2. 保育の必要性の認定（教育・保育給付の認定）区分と認定証

平成27年4月からスタートした子ども・子育て支援新制度（新制度）では、認定こども園・幼稚園・保育所などへの入園・入所を希望される際に、利用のための認定（教育・保育給付認定）を受けていただく必要があります。

教育・保育給付認定は、保育の必要性の有無と年齢に応じて、次ページの1号認定・2号認定・3号認定のいずれかの区分に認定され、「子どものための教育・保育給付に関する支給認定証」が交付されます。

この認定された区分によって、利用できる施設が異なります。

※「支給認定証」は、各施設を利用する資格があることを認定するのですが、入園・入所を保証するものではありません。施設の定員超過等により、認定証が発行されていても入園・入所ができない場合がありますのでご注意ください。

支給認定区分	認定条件	保育の必要量 (※P.5 参照)	利用できる施設
1号認定	満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する場合	教育標準時間（4時間程度）	幼稚園 認定こども園（教育部分）
2号認定	満3歳以上で「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育標準時間(最長11時間) 保育短時間（最長8時間）	保育所 認定こども園（保育部分）
3号認定	満3歳未満で「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育標準時間(最長11時間) 保育短時間（最長8時間）	保育所 認定こども園（保育部分） 地域型保育事業施設

※保育所等への入園・入所を希望される場合は、「保育を必要とする事由」に該当する必要があります。

詳しくはP.3の「保育を必要とする事由」をご覧ください。

※両親ともに就労している等「保育を必要とする事由」に該当する場合であっても、1号認定を受けて幼稚園や認定こども園（教育部分）に通うこともできます。



「支給認定証」は、ご家庭で大切に保管してください。

「支給認定証」を紛失・汚損・破損してしまった場合は、再交付の手続きをしてください。

また、認定証に記載された内容に変更が生じた場合には、変更の届出が必要です。

3. 保育を必要とする事由

すべての保護者が次のいずれかの事由に該当する場合、保育認定を受けることができます。

① 就労

月64時間以上（1日4時間以上かつ月16日以上）就労している

② 妊娠・出産

妊娠中であるか、産後間もない

※産前産後8週間の期間については、就労している場合でも原則妊娠・出産での認定になります。

③ 疾病・障がい

保護者の方が病気・けがをしている または心身に障がいがある

④ 介護・看護

同居の親族（長期間入院している親族を含む）を、常に介護・看護している

⑤ 災害復旧

震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている

⑥ 求職活動

求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている

⑦ 就学・職業訓練

教育施設に就学している または職業訓練を受けている

⑧ 虐待やDVのおそれがある

⑨ 育児休業取得中にすでに保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要である

⑩ その他、上記①～⑨に類するものとして村長が認める場合

☆育児休業中の方・育児休業を取得予定の方へ☆



- ・第2子以降の出産に伴う育児休業（育児・介護休業法に基づくもの）取得の際、兄・姉がすでに保育所等に入所している場合は、保護者の方の希望があれば、その育児休業期間中も兄・姉は継続して通所が可能です。その場合、保育所を利用する時間は「保育短時間」となります。
- ・現在育児休業中であり、育児休業明けに入所を希望される場合は、入所した月の末日までにお仕事に復帰していただき、「復職証明書」を提出いただく必要があります。

- ◆毎日ではないが、週に何回か利用したい、一時的に家庭での保育が困難となった、という場合には「一時預かり」をご利用ください。

※一時預かりをご利用の場合には、保育の必要性の認定を受けていただく必要はありません。

一時預かりを実施している施設と実施内容	
大谷保育所	<p>▶利用可能日数 保護者の就労形態・就労等による一時的な保育の場合：週3日程度 保護者の疾病等による場合：制限を設けず実施</p> <p>▶利用可能児童：美浦村内在住の生後6ヶ月以上のお子さま</p> <p>▶実施時間：平日 7:30～18:00 土曜 8:30～17:00</p> <p>▶利用料金：8:30～17:00 2,000円 ※早朝（7:30～8:30）、夕方（17:00～18:00）の利用には、別途各500円がかかります。</p> <p>※利用には事前にお申込みが必要です。詳しくは大谷保育所までお問い合わせください。</p>

《保育認定の有効期間及び入所期間》

○保育認定の有効期間

2号認定：満3歳を迎える誕生日の前日から小学校就学前まで

3号認定：生後6ヶ月から満3歳を迎える誕生日の前々日まで

○入所期間

入所は原則毎月1日からとなります。

入所期間は、保育認定の有効期間と同じ期間です。

※3号認定を受けている児童が満3歳になった場合、引き続き保育を必要とする事由に該当していれば、3歳の誕生日の前日から2号認定へと切り替わります。

※上記期間内に保育を必要とする事由を満たさなくなった場合は、保育認定が取り消され保育施設の利用ができなくなります。

※保育を必要とする事由が以下の場合には、保育認定の有効期間が異なります。

保育を必要とする事由	保育認定の有効期間
②妊娠・出産	出産予定日の前後8週間
⑥求職活動	3ヶ月 (この期間内に月64時間以上(1日4時間以上かつ月16日以上)の就労を開始し、就労証明書を提出し支給認定変更を行えば、継続して利用することができます。)
⑦就学・職業訓練	卒業予定日または修了予定日が属する月の末日まで (卒業後2ヶ月以内に月64時間以上(1日4時間以上かつ月16日以上)の就労を開始し、就労証明書を提出し支給認定変更を行えば、継続して利用することができます。)

4. 保育を受けられる時間（保育の必要量）

保護者の保育を必要とする事由に応じて、保育を受けられる時間が異なります。

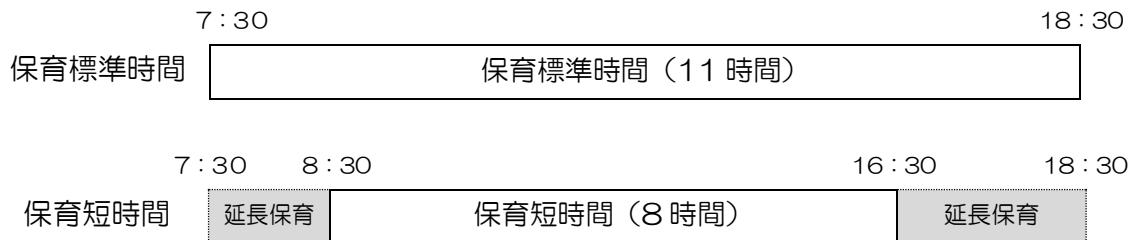
①保育標準時間 … 1日最長11時間の保育を受けることができます。

②保育短時間 … 1日最長8時間の保育を受けることができます。

	保育標準時間	保育短時間
利用時間	7:30~18:30（最長11時間）	8:30~16:30（最長8時間） ※上記の時間外は時間外保育となり、 17:00以降の利用については、時間 外保育料（1日当たり50円）が発生 します。
対象保育 必要要件	両親のどちらもが以下のいずれかに該 当する場合 ◇就労（月120時間以上） ◇妊娠・出産 ◇疾病・障がい ◇介護・看護 ◇災害復旧 ◇就学・職業訓練 ◇虐待・DV	両親のどちらかが以下のいずれかに該 当する場合 ◇就労（月64時間以上120時間未満） ◇育児休業 ◇求職活動

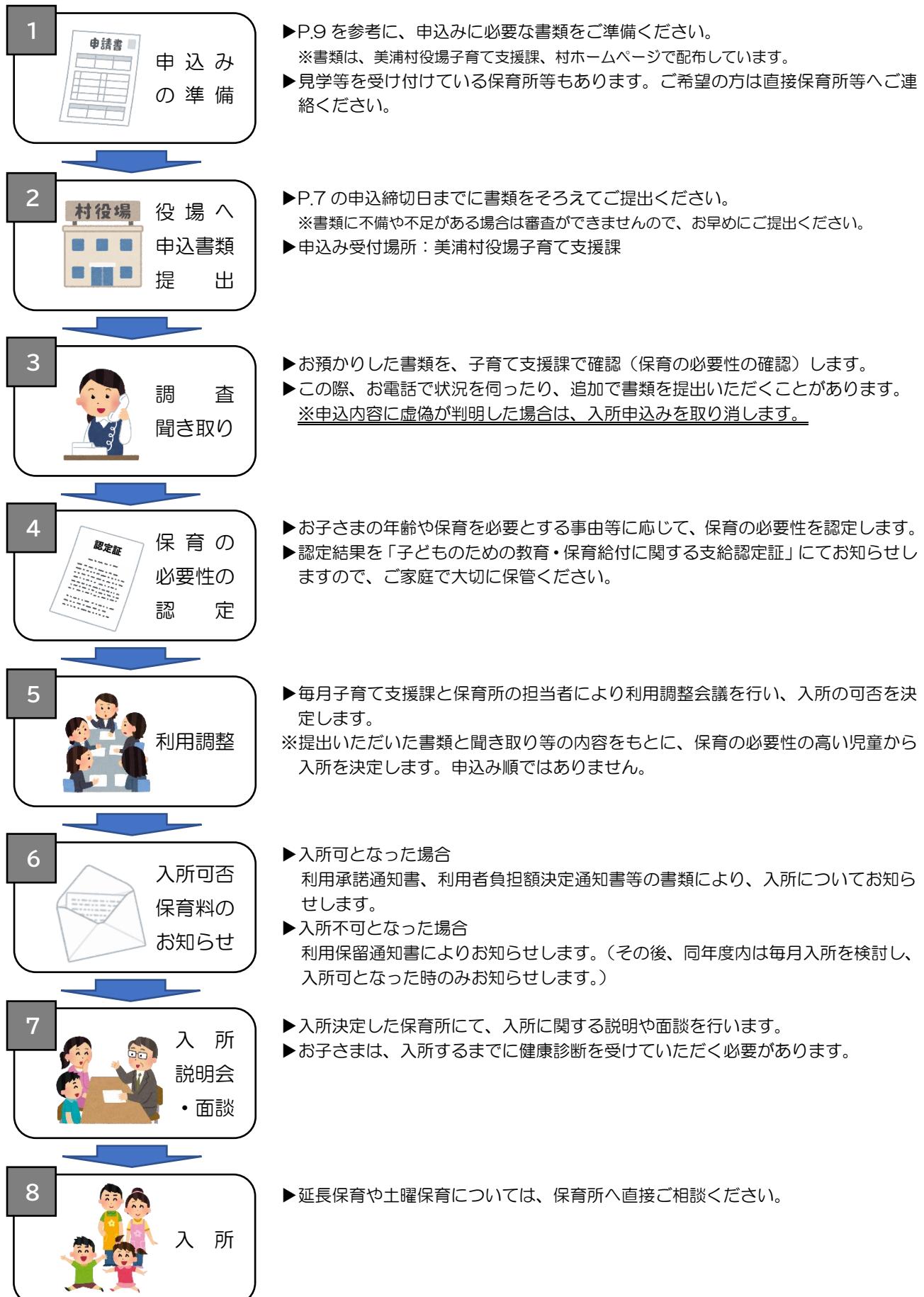
※保育必要量は、正当な理由がある場合、希望する保育必要量に変更することができます。変更を希望す
る場合、「支給認定変更申請書」を子育て支援課に提出ください。変更は申請の翌月分より反映されます。
なお、資料の不備または変更理由等により、変更が認められない場合もございますのでご了承ください。

「保育標準時間」と「保育短時間」のイメージ



5. 申込方法（申込み～入所の流れ）

※美浦村外にお住まいの方は、住所地の市区町村へお問い合わせください。



6. 入所申込受付日程

※美浦村外の保育所等へ入園希望の場合は、締切日等が異なります。詳しくは美浦村役場子育て支援課までお問い合わせください。

令和8年度4月入所（1次募集）	
① 受付期間	令和7年11月4日（火）～11月14日（金）
② 受付場所	美浦村役場子育て支援課
③ 入所決定時期	令和8年1月
④ 入所説明会	令和8年2月
令和8年度4月入所（2次募集）	
① 受付期間	1次募集終了後～令和8年1月9日（金）
② 受付場所	美浦村役場子育て支援課
③ 入所決定時期	令和8年1月
④ 入所説明会	令和8年2月
令和8年度4月入所（3次募集）※4月入所最終締切	
① 受付期間	2次募集終了後～令和8年3月10日（火）
② 受付場所	美浦村役場子育て支援課
③ 入所決定時期	令和8年3月下旬
④ 入所説明会	令和8年3月下旬

令和8年度途中入所			
① 受付期間	入所日（毎月1日）	申込受付開始日	申込受付締切日
	令和8年5月1日	3月2日（月）	4月 8日（水）
	6月1日	4月1日（水）	5月 8日（金）
	7月1日	5月1日（金）	6月 8日（月）
	8月1日	6月1日（月）	7月 8日（水）
	9月1日	7月1日（水）	8月10日（月）
	10月1日	8月3日（月）	9月 8日（火）
	11月1日	9月1日（火）	10月 8日（木）
	12月1日	10月1日（木）	11月 9日（月）
	令和9年1月1日	11月2日（月）	12月 8日（火）
	2月1日	12月1日（火）	1月 8日（金）
	3月1日	1月4日（月）	2月 8日（月）
② 受付場所	美浦村役場子育て支援課		
③ 入所決定時期	入所希望月の前月の15日前後		
④ 注意点	▶各月の申込締切日を過ぎた後に申込書類の提出があった場合、入所希望月の翌月の申込として受理します。 ▶入所の可・不可にかかわらず、入所希望月前月の15日前後にお電話にて結果をご連絡し、その後通知を送付させていただきます。 ▶入所不可となった場合は、年度内に限り毎月判定を行い、入所可となった場合のみご連絡をさせていただきます。		

7. マイナンバーの記載と本人確認について

保護者及び児童のマイナンバーを申請書にご記入いただく必要があります。

また、ご提出の際には、マイナンバーの確認と、提出者の本人確認をさせていただきます。以下の（1）および（2）の書類をお持ちください。

1. 保護者の方がご提出される場合

（1）マイナンバー確認に必要な書類（以下いずれかの提示）

- ・保護者のマイナンバーカード
- ・保護者のマイナンバー通知カード、または個人番号通知書
- ・保護者のマイナンバーが記載された住民票の写し、または住民票記載事項証明書



（2）本人確認に必要な書類（以下①のうち1つ、または②のうち2つを提示）

① 顔写真付き証明書	② 顔写真のない証明書
<ul style="list-style-type: none">・マイナンバーカード・運転免許証・パスポート・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・在留カード・特別永住者証明書	<ul style="list-style-type: none">・公的医療保険の被保険者証・介護保険被保険者証・国民年金手帳・児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書

2. 保護者の代理人（配偶者や同一世帯の方も含む）がご提出される場合

（1）マイナンバー確認に必要な書類（以下のいずれかの提示）

- ・保護者のマイナンバーカードの写し
- ・保護者のマイナンバー通知カード写し、または個人番号通知書の写し
- ・保護者のマイナンバーが記載された住民票の写し、または住民票記載事項証明書の写し

（2）代理人の本人確認に必要な書類（以下の①のうち1つ、または②のうち2つを提示）

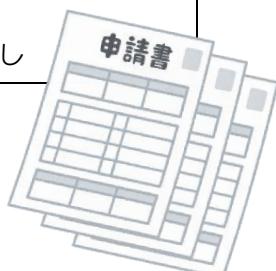
① 顔写真付き証明書	② 顔写真のない証明書
<ul style="list-style-type: none">・代理人のマイナンバーカード・代理人の運転免許証・代理人のパスポート・代理人の身体障害者手帳・代理人の精神障害者保健福祉手帳・代理人の療育手帳・代理人の在留カード・代理人の特別永住者証明書	<ul style="list-style-type: none">・代理人の公的医療保険の被保険者証・代理人の介護保険被保険者証・代理人の国民年金手帳・代理人の児童扶養手当証書・代理人の特別児童扶養手当証書

8-1. 入所申込みおよび教育・保育給付認定の申請に必要な書類

※ No.1～No.4 の書類は、お申し込みされるすべての方にご提出いただくものです。

No.5 の書類は、該当される方のみご提出ください。ご家庭の状況に応じて、ここに記載されていない書類や証明書の提出をいただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

No.	必要書類	注意点
1	支給認定申請書兼 施設利用申込書	<ul style="list-style-type: none">▶入所希望児童 1 人につき 1 部作成してください。▶記入漏れがないようお願いいいたします。裏面にも記入欄がございますのでご注意ください。▶入所希望施設については、入所を希望する順にご記入ください。▶児童及び児童と同居されている方全員のマイナンバーをご記入ください。
2	家庭状況調書	<ul style="list-style-type: none">▶入所希望児童が複数いる場合には、世帯で 1 部作成してください。
3	入所児童の心身の状況	<ul style="list-style-type: none">▶入所希望児童 1 人につき 1 部作成してください。
4	保育を必要とする事由 を証明する書類	<ul style="list-style-type: none">▶児童の父・母・同敷地内にお住まいの祖父母（65 歳未満）の方それについて、お子さまの保育を必要とする事由を証明する書類をご提出ください。事由により必要な書類が異なりますので、詳しくは P.10 をご確認ください。▶入所希望児童が複数いる場合には、父・母・同敷地内にお住まいの祖父母（65 歳未満）の方それぞれ<u>1部ずつ</u>ご提出ください。
5	その他 ※右の内容に該当する 方のみ	<ul style="list-style-type: none">▶以下に該当する方のみご提出ください。<ul style="list-style-type: none">①児童又は同一敷地内に居住する親族の中に障がいのある方がある<ul style="list-style-type: none">□身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、特別児童扶養手当証書等の写し②離婚調停中の場合<ul style="list-style-type: none">□調定期日通知など、調停中であることがわかる書類の写し③美浦村へ転入予定の方で、村内の保育所への入所を希望する<ul style="list-style-type: none">□転入に関する申立書□賃貸契約書など転入が証明できる書類の写し



8-2. 保育を必要とする事由を証明する書類

児童の父、母、同敷地内に住む 65 歳未満（昭和 37 年 4 月 2 日以降生まれ）の祖父母、それの方について、保育を必要とする事由を証明する書類をご提出ください。

※必要に応じて、以下以外の書類もご提出いただく場合があります。

基準	保育を必要とする事由	証明書等	注意点
①	会社員・団体職員 ・公務員など	▶就労証明書	▶月に 64 時間以上（1 日 4 時間以上かつ月 16 日以上）働いていることが必要です。 ▶就労証明書は、勤務先の人事担当の方が作成してください。 ▶ご自身が勤務先の人事担当等証明書の作成を担当されている場合は、他の方が作成してください。 ▶就労状況（予定）申告書は、ご本人が作成してください。
	内職	▶内職証明書 ▶就労状況（予定）申告書	▶月に 64 時間以上（1 日 4 時間以上かつ月 16 日以上）働いていることが必要です。 ▶ご自身が勤務先の人事担当等証明書の作成を担当されている場合は、他の方が作成してください。 ▶就労状況（予定）申告書は、ご本人が作成してください。
	自営業	▶自営業証明書 ▶就労状況（予定）申告書 ▶営業許可証・開業届等または前年分の確定申告書の写し	▶月に 64 時間以上（1 日 4 時間以上かつ月 16 日以上）働いていることが必要です。 ※家庭菜園は不可 ▶自営業証明書・農業証明書は、民生委員による証明が必要です。
	農業	▶農業証明書 ▶就労状況（予定）申告書	▶就労状況（予定）申告書は、ご本人が作成してください。
②	妊娠・出産	▶母子手帳の写し	▶母子手帳の表紙と分娩予定日が記入されているページの写しをご提出ください。
③	疾病	▶診断書など	▶受診している病院等が発行・証明したものをご提出ください。 ※整骨院、接骨院での診断は無効です。
	障がい	▶障害者手帳等の写し または診断書	▶障害年金等の証書の写しでも証明可能です。
④	介護・看護	▶介護・看護申告書 ▶診断書または障害者手帳・介護保険被保険者証等の写し	▶介護または看護の状況についてご記入ください。 ▶診断書等の添付書類が提出できない場合は、民生委員による証明が必要です。
⑤	災害復旧	▶り災証明書など	▶被害状況を確認できる書類をご提出ください。
⑥	求職活動	▶就労支援申立書	▶入所後 3 ヶ月以内に月に 64 時間以上（1 日 4 時間以上かつ月 16 日以上）の就労を開始し、就労証明書を提出してください。 ※3 ヶ月以内に就労証明書の提出がない場合は退所となります。
⑦	就学・職業訓練	▶在学証明書または学生証の写し	▶在学期間のわかる書類とカリキュラム等をご提出ください。
⑧	虐待や DV のおそれ	▶申立書など	▶詳しくは子育て支援課までご相談ください。
⑨	育児休業中に、すでに入所中の児童の継続利用が必要	▶育児休業取得証明書 ▶育児休業等にかかる施設継続利用承認申請書	▶育児休業取得証明書は、勤務先の人事担当の方が作成してください。
⑩	その他 (上記に当てはまるものがない)	▶申立書など	▶詳しくは子育て支援課までご相談ください。

※各種証明書類は、申請日より 3 ヶ月以内に発行されたものに限ります。

※各種証明書類は、発行から 3 ヶ月以内のものであれば、美浦村の放課後児童クラブの入会申請に使うことができます。

9. 入所選考方法

入所選考は、保育を必要とする状況を以下のように点数化し、総合的に判断します。

保育所ごとに入所希望者を取りまとめ、点数が高い（保育の必要性が高い）児童から入所を決定します。

※65歳未満の祖父母について「保育を必要とする事由を証明する書類」のご提出がない場合には、入所選考の際に優先度を調整（減点）させていただきます。

優先度	保護者の状況（就労の場合）	就労日数・時間	世帯の状況
高い ↑	保育士・保育教諭 ◆ 育児休業明けの常勤就労 ◆ 常勤（フルタイム）就労 ◆ パートタイム就労 ◆ 就労内定 ◆ 就労未定（求職活動中）	長い・多い ◆ 短い・少ない ※就労時間が月 64 時間未満の場合には入所不可となります。	両親がいない世帯・災害復旧 ◆ ひとり親世帯 ◆ 父母と児童のみの世帯 ◆ 同居または近隣に保育の期待できる親族がいる世帯
↓ 低い			

美浦村保育所の利用調整基準点数

基 準 指 数	保育を必要とする理由、状況		基準指数
	① 居宅外労働 (居宅外自営を含む)	月 140 時間以上就労している	50
		月 100 時間以上 140 時間未満の就労をしている	40
		月 80 時間以上 100 時間未満の就労をしている	30
		月 64 時間以上 80 時間未満就労して	20
	② 居宅内労働 (居宅内自営、農業)	月 147 時間以上勤務をしている	50
		月 105 時間以上 147 時間未満の就労をしている	40
		月 84 時間以上 105 時間未満の就労をしている	30
		月 64 時間以上 84 時間未満の就労をして	20
	③ 内職	月 64 時間以上就労をして	20
④ 妊娠・出産		母が出産又は出産予定日の前後 8 週間の期間	15
⑤ 疾病 障がい	疾病 負傷	入院又は入院予定が 1 ル月以上の場合	50
		自宅療養で常時病臥している場合	50
		要安静の場合	30
		通院加療を行い、常に安静を要する場合	20
	障がい	身体障害者手帳 1~2 級、精神障害者保健福祉手帳 1 級または療育手帳 A の交付を受けている場合	50
		身体障害者手帳 3 級、精神障害者保健福祉手帳 2 級または療育手帳 B の交付を受けている場合	30
		身体障害者手帳 4 級以下、精神障害者保健福祉手帳 3 級または療育手帳 C の交付を受けている場合	20
⑥ 介護 看護		全介護を必要とし、常時付き添いが必要な場合 (重度の身体障がい者、要介護認定 3~5 度)	50
		一部介護を必要とする場合（要介護認定 1、2 度）	40

基 準 指 数	(⑥) 介護 看護)	上記に該当しないが、介護・看護・通院付き添いのため月 64 時間以上の保育が困難な場合	20
	⑦ 災害の復旧	災害により自宅や近隣の復旧にあたっている場合	50
	⑧ 求職	求職中の場合	10
	⑨ 就学等	教育施設に就学しているまたは職業訓練を受けている場合	40
	⑩ 不存在等	離婚・死別・未婚・行方不明・拘禁・離婚調停中による別居等で不在の場合	50
	⑪ 虐待等	児童虐待を行っている又は行われるおそれのある場合や、配偶者からの暴力により保育を行うことが困難と認められる場合	50
	⑫ その他	児童福祉の観点から、保育を必要とする緊急度が高いと認められる場合	50

調整 指 数	条件		調整指數
	条件	指數	
	生活保護世帯	+10	
	ひとり親世帯で同居親族がいない場合	+35	
	ひとり親世帯で同居親族がいるが保育にあたることが出来ない場合	+25	
	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	+10	
	虐待や DV のおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合	+40	
	小規模保育事業・家庭的保育事業の児童で満3歳の年度末で保育所等を希望する場合	+20	
	申込児童の兄弟姉妹（卒所予定児童を除く）が所在中又は同時申込みの場合	+5	
	未就学児童が3人以上いる場合	+1	
	父母のどちらかが単身赴任である世帯（赴任期間が入所希望日から6ヶ月以上にわたる予定であること。）	+3	
	保護者が産休から復職と同時に施設利用の場合	+10	
	育休取得により一時退所し、育休明けに再入所を希望する場合	+20	
	育休明けに再入所を希望する場合以外で、育休明けに入所を希望する場合	+10	
	保護者が身体障害者手帳又は、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持していて、保育に著しく負担がかかる場合	+5	
	申込児童が身体障害者手帳又は、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している場合	+15	
	特別な事情による転所	+3	
	保護者が保育士もしくは保育教諭として、村内の保育施設に勤務をする場合	+20	
	保護者が保育士もしくは保育教諭として、村外の保育施設に勤務する場合	+10	
	同居の祖父母（65歳未満）が求職中の場合	-4	
	同居の65歳未満の親族等で「保育の必要な事由」が確認できない場合（無職含む）	-5	
	別居の祖父母（65歳未満）が美浦村内に居住し、保育にあたることが出来る場合（父方・母方世帯含む）	-2	
	別居の祖父母（65歳未満）が近隣市町村（阿見・稻敷）に居住し、保育にあたることが出来る場合（父方・母方世帯含む）	-1	
	在所児又は卒所児が理由なく、3ヶ月以上6ヶ月未満の利用者負担額を滞納している場合	-25	
	在所児又は卒所児が理由なく、6ヶ月以上の利用者負担額を滞納している場合	-50	

10. 利用者負担額

(1) 利用者負担額の算定方法

令和元年 10 月から子ども・子育て支援法改正に基づく幼児教育・保育無償化に伴い、3 歳から 5 歳までのすべてのお子さまと、0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯のお子さまの保育料が無償となりました。詳しくは P.17 をご覧ください。

利用者負担額は、原則として生計を一にしている父母の住民税の合計額を基に、P.16 の表のとおり決定します。（子どもの年齢は 4 月 1 日現在）

ただし、父母が住民税非課税で祖父母等と同居している場合は、祖父母等のうち最多収入者の税額を含めて算定します。

※利用者負担額算定に際して使用する住民税には、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除等の税額控除は適用されません。

利用者負担額	算定に使用する住民税の年度
4~8 月分	令和 7 年度住民税（令和 6 年中の収入に基づくもの）
9~3 月分	令和 8 年度住民税（令和 7 年中の収入に基づくもの）

(2) 利用者負担額の見直し

家族構成に変更があった場合（婚姻・離婚・祖父母との同居など）は、利用者負担額が変更となる可能性がありますので、速やかに子育て支援課まで届け出てください。

また、利用者負担額算定の基礎となる住民税に変更があった場合も、子育て支援課までお知らせください。

なお、保育標準時間と保育短時間では利用者負担額が異なります。認定の変更に伴い利用者負担額が変わった場合には、通知にてお知らせいたします。

(3) ひとり親家庭・障がいのある方がいる家庭※の利用者負担額

※未婚・離婚・死別等により配偶者のいない家庭、障害者手帳等の交付を受けた在宅障がい者（児）のいる家庭
ひとり親家庭・障がいのある方がいる家庭で、P.16 の表により第 3 階層または第 4 階層のうち住民税所得割課税額が 77,101 円未満に該当する場合は、表内「ひとり親等」の額が適用されます。また、第 2 子以降の利用者負担額は無料となります。

(4) 多子世帯の利用者負担軽減制度

多子世帯の利用者負担軽減制度とは、保育所等を利用する児童に兄弟がいる家庭に対し、第 2 子は半額、第 3 子以降は無料とする軽減制度です。

P.16 の表における階層区分によって、お子さまの考え方方が変わります。

① 第3階層または第4階層のうち住民税所得割課税額が 57,700 円未満の世帯

小学生以上のお子さまを含めて第1子、第2子…と数えます。

4月1日 時点の年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳～ (小学生以上)
例 1		第3子  無料			第2子  幼児教育・保育 無償化により無料		第1子 
例 2	第3子  無料		第2子  半額				第1子 

② 第4階層のうち住民税所得割課税額が 57,700 円以上 の世帯～第8階層の世帯

小学校入学前のお子さまから第1子、第2子…と数えます。

4月1日 時点の年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳～ (小学生以上)
例 3	第3子  無料			第2子  幼児教育・保育 無償化により無料		第1子  幼児教育・保育 無償化により無料	
例 4		第2子  半額	第1子  全額				

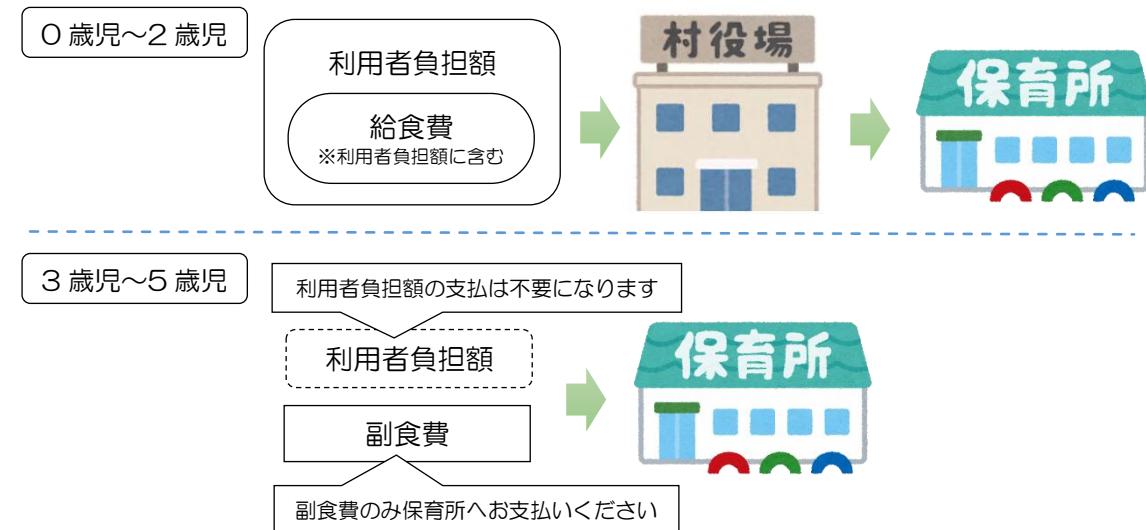
[5] 3歳以上のお子さまの副食費（給食費）について

0歳児から2歳児は、主食（ご飯等）を含む完全給食です。3歳以上児は基本的には副食（おかず）のみの給食となり、主食を持参していただきます。

なお、0歳児から2歳児の給食費は利用者負担額に含まれていますが、3歳児以上は副食費の負担があります。

※令和8年度の村内保育所における副食費は4,400円／月です。

※副食費は免除となる場合があります。免除となる方には通知いたします。



[6] 利用者負担額の支払方法

利用者負担額は、原則として、美浦村収納代理金融機関※において口座振替によりお支払いいただきます。入所が決まりましたら「村税等口座振替依頼書」を送付いたしますので、美浦村役場収納課までご提出ください。

① 口座振替

毎月末日（休業日の場合は翌営業日）（12月のみ25日）に、ご指定の口座から引き落とされます。

※ 村税等口座振替依頼書をご提出いただいたてから、口座振替が開始するまでに多少時間を要します。提出後も、口座振替が開始するまでの間は納入通知書によるお支払いをお願いいたしますので、あらかじめご了承ください。

※ 口座の変更及び解約をされる場合は、子育て支援課へご連絡ください。

※ 過去分の利用者負担額につきましては、引き落としきれませんのでご了承ください。

※美浦村収納代理金融機関

筑波銀行・常陽銀行・水郷つくば農業協同組合・稻敷農業協同組合

水戸信用金庫・中央労働金庫・千葉銀行・ゆうちょ銀行

上記の口座をお持ちでない方は…

② 納入通知書による納付

毎月中旬頃に子育て支援課から納入通知書を送付いたします。指定の期日までに、上記金融機関、美浦村役場会計課またはコンビニエンスストアにてお支払いください。また、スマートフォン決済アプリで納入通知書にあるバーコードを読みとり、アプリから納付することもできます。

利用者負担額は必ず期限までに納めましょう！

利用者負担額を滞納すると、他の方との公平性が失われるだけでなく、保育現場へ大きな影響を与えます。美浦村では、公平性の確保と保育サービスの維持・向上を図るため、滞納者対策として次の取り組みを進めています。

- ① 保育所からの納付指導
- ② 自宅・勤務先への電話催告・訪問徴収
- ③ 児童手当からの徴収

何らかの事情で利用者負担額を納められない方は、分割納付などのご相談に応じますので、お早めに子育て支援課までご連絡ください。

※利用者負担額の滞納が続くと、保育所を退所いただく場合があります。



[参考] 令和8年度保育料表（2・3号認定）

階層区分		多子軽減	利用者負担額（月額）			
			0～2歳児		3～5歳児	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護世帯	—	0円	0円	0円	0円
第2階層	住民税非課税世帯	—	0円	0円	0円	0円
第3階層	住民税所得割課税額 48,600円未満	年齢制限等なし	15,800円	15,600円	0円	0円
	ひとり親等	(第2子以降無料)	7,400円	7,300円	0円	0円
第4階層	住民税所得割課税額 48,600円以上 57,700円未満	年齢制限等なし	24,400円	24,000円	0円	0円
	ひとり親等(住民税所得割課税額 48,600円以上 77,101円未満)	(年齢制限等なし) (第2子以降無料)	9,000円	9,000円	0円	0円
	住民税所得割課税額 57,700円以上 97,000円未満	就学前まで	24,400円	24,000円	0円	0円
第5階層	住民税所得割課税額 97,000円以上 169,000円未満	就学前まで	36,200円	35,600円	0円	0円
第6階層	住民税所得割課税額 169,000円以上 301,000円未満	就学前まで	49,600円	48,800円	0円	0円
第7階層	住民税所得割課税額 301,000円以上 397,000円未満	就学前まで	65,000円	64,000円	0円	0円
第8階層	住民税所得割課税額 397,000円以上	就学前まで	82,700円	79,200円	0円	0円

備考

- 年齢区分は、当該年度の4月1日時点の年齢を適用します。
- 令和8年4月分から8月分までの利用者負担額は、令和7年度の住民税（令和6年1月～12月の所得に係るもの）により決定し、9月分以降は令和8年度の住民税（令和7年1月～12月の所得に係るもの）により決定されます。
- 利用者負担額は、生計を一にしている父母の住民税所得割課税額の合計額を基に決定されます。
- 多子軽減については、多子軽減欄に記載の条件に当てはまる子どものうち、最年長の子どもを第1子、その下の子どもを第2子第3子と数え、第2子は半額、第3子以降は無料となります。
- ひとり親等とは、ひとり親世帯、在宅障がい者のいる世帯、その他生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認める世帯をさします。
- 住民税額は、住宅取得控除等の適用前の税額で算定します。
- 住民税額の変更等による利用者負担額変更は、原則として事実の判明した翌月からとなります。

11. 幼児教育・保育の無償化について

令和元年10月から、幼稚園・保育所・認定こども園等の施設を利用する保護者の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化を実施しています。対象となる児童等の概要は以下のとおりです。

	3~5歳児	0~2歳児
利用者負担額	無料	住民税非課税世帯のみ無料 認定こども園・地域型保育事業は施設に納付 村内保育所・民間保育所は美浦村に納付
給食費 (主食費・副食費)	施設に納付 ※副食費については免除制度あり	利用者負担額の一部として負担

※実費として徴収されている費用（個人の所有物となる日用品や文房具の購入費用、保育所等が主催する行事の参加費など）や、保育認定期間を超えて保育を受けるための延長保育料については無償化の対象外です。

① 利用者負担額の無償化について

- 3~5歳児 すべての児童の利用者負担額が無料になります。（副食費は無償化対象外）
0~2歳児 住民税非課税世帯に限り利用者負担額が無料になります。

② 無償化のための手続きについて

幼児教育・保育の無償化にかかる手続きは必要ありません。

③ 給食費について

- 3~5歳児 施設に納付いただきます。（村内保育所の場合、主食は持参となります。）
村内保育所の副食費は4,400円です。民間の保育所・認定こども園等の主食費・副食費の額については、各施設をご確認ください。
0~2歳児 利用者負担額の一部として美浦村（認定こども園・地域型保育事業利用者は施設）に納付いただきます。

④ 3~5歳児の副食費免除制度について

(1) 対象者

- 次のいずれかの条件に該当する場合、副食費が免除となります。
- 年収360万円未満相当世帯のお子さま（第4階層のうち村民税所得割額の世帯合計57,700円未満の世帯または77,101円未満のひとり親世帯等）
 - 全所得階層の第3子以降のお子様
 - ・幼稚園・認定こども園（教育）のお子さま：小学校3年生までのお子さまから数えて第3子以降
 - ・保育所・認定こども園（保育）のお子さま：小学校就学前のお子さまから数えて第3子以降

(2) 免除方法

免除にかかる手続きは必要ありません。対象者には、通知にてお知らせいたします。

12. 入所が決まつたら

(1) 入所にあたって

《慣らし保育》

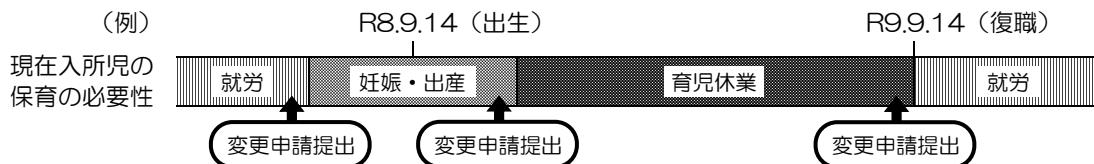
状況により、入所日から1週間程度の期間、施設に慣れるための「慣らし保育」が実施されることがあります。ご理解ご協力ををお願いいたします。

(2) 入所中の留意事項

《育児休業にかかる施設の継続利用について》

すでに入所中の児童は、保護者が産後2ヶ月を迎える月の末日をもって、原則退所となります。ただし、次のような場合は、申請により継続利用ができます。

☆新たに出生した子が1歳に達する日の前日まで育児休業を取得した場合



※認定の変更は、申請があった翌月から適用されます。

※育児休業終了後に復職していただく必要があります。

※育児休業を1年以上取得する場合は、出生児が1歳に達する月の月末で退所となります。

※出生児の入所申込を行ったが入所保留となり、育児休業を延長した際は、入所できるまで最長で1歳に達する日の属する年度末まで継続利用期間を延長することができます。

《長期欠席について》

1ヶ月以上連続で長期欠席をした場合は、原則退所となります。ただし、児童の入院や里帰り出産により欠席する場合には、最大2ヶ月を限度に長期欠席を認めます。

なお、欠席理由や期間にかかわらず、利用者負担額は原則免除されません。

《現況届について》

翌年度も継続して施設を利用するために、毎年11月に現況届を提出していただきます。この届出は、引き続き保育の必要性を満たしているか確認するために必要なものです。

必要書類は、10月末頃に利用施設を通して配布いたします。書類の提出が無い場合や、保育の必要性を満たしていないと判断された場合は、退所となることがあります。

《美浦村外への転出について》

美浦村外へ転出された場合は、ご希望によりその年度末まで村内保育所に継続して入所することができます。翌年度は、新たに入所申込が必要となります。



美浦村立大谷保育所

設置者	美浦村
所在地	〒300-0414 美浦村信太 2616-1
連絡先	029-885-1549
定員	120名
保育年齢	生後6ヶ月～小学校就学前
送迎	保護者
休所日	日曜日、祝日、年末年始等
保育方針	<ul style="list-style-type: none"> ○子供の人権や主体性を尊重し、人間性ゆたかな子どもの育成を目指す。 ○保護者や地域社会と力を合わせ乳幼児期にふさわしい生活の場を確保する。 ○保護者や地域の子育てを支援し「子育てにやさしい村づくり・環境づくり」を担う。 ○保育所の役割や機能が適切に発揮されるよう職員の資質向上及び専門性の向上に努めています。



美浦村立木原保育所

設置者	美浦村
所在地	〒300-0421 美浦村木原 1516
連絡先	029-885-4488
定員	80名
保育年齢	生後6ヶ月～小学校就学前
送迎	保護者
休所日	日曜日、祝日、年末年始等
保育方針	<ul style="list-style-type: none"> ○子供の人権や主体性を尊重し、人間性ゆたかな子どもの育成を目指す。 ○保護者や地域社会と力を合わせ乳幼児期にふさわしい生活の場を確保する。 ○保護者や地域の子育てを支援し「子育てにやさしい村づくり・環境づくり」を担う。 ○保育所の役割や機能が適切に発揮されるよう職員の資質向上及び専門性の向上に努めています。



